

2012 年 第 1 号【創刊号】

森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川丈士、弁護士 小松岳志)

はじめに

1. インド 企業結合規制における事前届出の免除範囲等に関する改正
2. シンガポール 2012 年度予算案による M&A 優遇税制の適用範囲の拡大
3. ベトナム 近時の重要法令の改正動向
今号のコラム - インドの通勤事情 -

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

森・濱田松本法律事務所では、去る 2 月 1 日より、シンガポールオフィスを開設いたしました。これに併せて、東南・南アジア主要国に派遣中の複数の弁護士や現地有力事務所とより密接に連携する体制を確立し、クライアントの皆様の国際戦略により一層お役に立てるよう体制を整えてまいりました。その一環として、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights を創刊することいたしました。本ニュースレターでは、日本企業にとって近時益々その重要性が増している東南・南アジア各国の重要なリーガルニュースを定期的に皆様にお届けしてまいります。また、本ニュースレターでは、東南・南アジア各国の現地法律事務所での執務経験を有する弁護士による現地の生の生活事情等も毎号取り上げていく予定です。

今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド：企業結合規制における事前届出の免除範囲等に関する改正

インド競争委員会(「CCI」)は 2012 年 2 月 23 日、2011 年 6 月 1 日に施行されたインド競争法の企業結合に関する規定の施行に関する規則(以下「企業結合規則」)の一部を改正する規則(以下「改正企業結合規則」)を公布し、同規則は同日施行されました。改正企業結合規則における主な改正点は以下のとおりです。

事前届出義務の免除範囲の拡大

今回の改正では、典型的に問題が少ないため事前届出が免除される取引の範囲が拡大されました。具体的には以下のとおりです。

- ① 純粋な投資目的又は通常の業務過程における株式等の取得について、免除基準が従来の 15%以下から 25%未満に引き上げられた。
- ② 従来から免除対象となっていた同一グループ内における支配権等の取得に加えて、親子会社間の合併(親会社と、当該親会社と同一グループに属する企業によってすべての株式を保有されている子会社との間の合併)、及び同一グループに属する企業によってすべての株式を保有されている子会社同士の合併が免除対象に追加された。
- ③ 支配権の取得を伴わない株式の買戻し及び株主に付与された割合を超えるライツ・イシューの引受けが新たに免除対象として追加された。

届出手続の変更

企業結合の事前届出においては、簡略版であるフォーム I を提出した後、CCI から詳細版であるフォーム II の提出を要請されることがあります。この場合、法定の 210 日の待機期間は、従来はフォーム I の提出時から起算することとされていましたが、改正企業結合規則では、フォーム II の提出時から起算することとされました。

さらに、改正企業結合規則では、企業結合の当事者について、以下の事情がある場合にはフォーム II の提出が新たに推奨されており、詳細版であるフォーム II を用いた事前届出が必要となり得る範囲が広がっています。

- ① 同一又は類似の商品やサービスを提供する場合において、関連市場での合計シェアが 15%超の場合
- ② 同一の商品やサービスの提供等に関して異なる取引段階に従事する場合における個別又は合計のシェアが 25%超の場合

この他、事前届出の際の提出書類(取引の概要の説明書、契約書等)の明確化及び追加、ファイリング・フィーの大幅な引上げ(フォーム I: 5 万ルピー→100 万ルピー、フォーム II: 100 万ルピー→400 万ルピー)がされています。

カープアウトの場合の基準

企業結合の事前届出義務の有無は企業結合の規模(資産及び売上高)によって判断されます。その際、企業の一部の事業又は部門を別の法人に承継させた上、当該法人の持分を第三者に譲渡し、又は当該法人を第三者と合併させる場合、当該承継先の法人の資産及び売上高だけでなく、承継元の企業の資産及び売上高をも加算して判断することが新たに明示されました。このような売り手企業の資産及び売上高を考慮する法制は必ずしも一般的でないため、注意が必要です。

インドの企業結合規則は、日本企業が M&A によるインド進出を検討する場合のみならず、日本企業とインドで事業を行っている日本企業又は外国企業との M&A にも広く適用され得るため、そのような取引を検討する際には、今回の改正も踏まえ、インド企業結合規則上の届出の要否等につき慎重な検討が必要になります。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmiapan.com
弁護士 米山 岳
☎ 03-6266-8723
✉ gaku.yoneyama@mhmiapan.com

2. シンガポール:2012 年度予算案による M&A 優遇税制の適用範囲の拡大

シンガポール政府は、2012 年 2 月 17 日に、M&A 優遇税制の適用範囲の拡大を含む 2012 年度政府予算案を国会に提出しました。

2010 年度政府予算案において導入された M&A 優遇税制は、一定の要件を満たす株式取得の方法による M&A(「適格 M&A」)について、年間 20 万シンガポールドルを上限とする印紙税の免除及び買収価格の 5%(但し年間 500 万シンガポールドルを上限とする)に相当する金額の損金算入を認めるものでしたが、従前の優遇措置は、買収者となるシンガポール法人の最終的な親会社(ultimate holding company)がシンガポール法人であることなどの要件があったため、日本企業が利用することはできませんでした。

この点、新 M&A 優遇税制においては、経済開発庁(Economic Development Board)が承認した場合には、最終的な親会社がシンガポール法人以外の場合でも優遇税制の適用を受けられることとなりました。

さらに、新 M&A 優遇税制においては、年間 10 万シンガポールドルを上限として、従前は認められていなかった取引費用(デューデリジエンスにおける専門家の費用、弁護士費用、株価算定費用等)の 200%相当額の損金算入を認めることとされました。

なお、新 M&A 優遇税制は、従来同様、買収者が少なくとも過去 2 年間対象会社と関係していないことという要件を満たす必要があるためグループ内再編には適用されません。

新 M&A 優遇税制は、2012 年 2 月 17 日から 2015 年 5 月 31 日までに行われる株式取得の方法による M&A について適用され、制度の詳細は、内国歳入庁(IRAS)及び経済開発庁が 2012 年 6 月 30 日までに公表することとされています。

シンガポールには、一定の要件を満たした地域統括会社を対象とする優遇税制があり、日本企業の地域統括会社設立が進んでいるところです。今後は、日本親会社ではなくシンガポールの地域統括会社を買収主体として活用することで、新 M&A 優遇税制の適用によるグループ全体での税負担を軽減し得ることから、シンガポール地域統括会社の更なる活用が期待されます。

弁護士 関口 健一
☎ 03-6266-8562
☎ +65-6593-9754 (シンガポール)
✉ kenichi.sekiquchi@mhmiapan.com

3. ベトナム:近時の重要法令の改正動向

ベトナムでは、近時いくつかの重要な法令の改正に向けた草案が公表されています。本ニュースレターでは、労働法の第5次改正草案(「労働法改正草案」)及び証券法の実施規則としての政府議定の草案(「証券法改正草案」)について、紹介いたします。

労働法改正草案～整理解雇の要件緩和

まず、労働法改正草案の主な変更点としては、整理解雇の要件の緩和が挙げられます。現行法では、一定の条件の下で、組織再編又は技術革新を理由とする整理解雇が認められています(12ヶ月以上勤務した労働者を解雇する場合には、原則として、新しい職場で引き続き雇用するために訓練を実施し、かつ、新たな業務を提供する義務が課され(現行法17条)、例外的に新たな業務が提供できない場合にのみ整理解雇が認められます。)。労働法改正草案では、新たに経済的理由に基づく整理解雇も認められると規定されたため、整理解雇の実施がより容易になるものと考えられます。但し、経済的理由に基づく整理解雇も、暫定的な労働時間の減少や新規雇用の制限等の手段を尽くした場合に限り認められる点に留意が必要です(改正草案49条)。

上記の点を含め、今後の労働法改正に関する議論の動向については十分に注視する必要があります。

証券法改正草案～外国企業によるベトナム公開会社のM&Aに影響を与える可能性も

次に、証券法改正草案の主要な点として、公開会社の非公開会社化の制限が挙げられます。すなわち、証券法改正草案では、公開会社としての条件を充足しなくなった会社は、当該公開会社としての条件を充足しなくなった日から1年を経過しない限り、非公開会社に組織変更することができない旨が規定されています。例えば、証券法上、公開会社の要件の一つとして、100名以上の株主(但し、機関投資家等を除く。)が存在することといった要件があり、この場合、非上場であっても公開会社とされます(証券法25条)、証券法改正草案によれば、当該公開会社の株主らがその保有する株式を売却すること等により、株主の数が100名未満になった場合であっても、かかる時点から1年間を経過しない限り、当該公開会社を非公開会社に組織変更することができないこととなる可能性があります。

ベトナムでは、公開会社に対する外国企業による出資割合が、原則として最大49%とされています。このため、外国企業がベトナムの公開会社を買収する場合には、公開会社を非公開会社に変更してから100%買収を行うことも選択肢の一つとして考えられていました。しかし、証券法改正草案によれば、株主数を100名未満にしても、その後1年間を経過しない限り、公開会社を非公開会社に組織変更することはできず、同期間の経過を待たない限り外国企業は49%を超える公開会社の買収を行うことができないこととなる可能性があります。

証券法改正草案は現時点ではまだ施行されていないことから、その内容はもちろんのこと、いつの時点から施行されるかという点も含めて今後の動向を注視する必要があります。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmiapan.com
弁護士 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmiapan.com
弁護士 山口 健次郎
☎ 03-6266-8792
✉ kenjiro.yamaguchi@mhmiapan.com

今月のコラム - インドの通勤事情 -

このコラムでは、毎月、アジア各国に駐在中又は駐在経験のある弁護士が、現地の生活事情等を紹介していきます。創刊号はインドから。

インドの日本人駐在員の方は、ほとんどのの方が運転手付の車で通勤していますが、筆者は、現地の生活に浸ろうということで、毎日リキシャ、タクシー、電車を使って通勤していました(誤解のないように付記すると、現地のインド人の方でも運転手付の車で通勤される方も多いです)。今日はそんな通勤風景を少しだけご紹介したいと思います。

普段は自宅からリキシャに乗ってタクシーを捕まえやすいところまで行き(ムンバイの街中ではピーク時はタクシーを捕まえるのは一苦勞です)、その後、タクシーに乗り換えてオフィスに向かいます。ムンバイでは数十年前の車が今も現役。エアコン付のタクシーはCool Cabと呼ばれていますが、空港や高級ホテルに集中しているため街中ではあまりみかけません。そのため、エアコンなしのタクシーで窓を全開にし、インドの熱気を肌で感じながらオフィスに向かうこととなります。私の自宅からオフィスまでは、空いていれば20分ほどですが、渋滞時には一時間以上かかることも。また、市街地での重大事故は少ないですが、交通事故も至るところで発生しており、私も2回ほど接触事故にあいました。但しそこはインド人、ひとしきり怒鳴りあえば、何事もなかったかのように走り去っていきます。タクシーが突然止まって見知らぬ人が乗り込んでくることも(運転手さんの友達が便乗したかったようです)。どんなときでも「no problem, no problem」と言っている運転手さんを見ていると、そういうものかと思ってしまうのが不思議なものです。



このように、ようやくオフィスに着くころには、一仕事終わった後のような満足感、いや疲労感があるタクシー通勤なのですが、これとは逆に、意外と快適なのが電車です。インドの通勤電車にはエアコンはついていませんが、扇風機がとりつけられており、ドアがない！ため、走行中は心地よい風が吹き込んできます。もちろん渋滞



もありませんし、ピーク時の混雑も、東京の通勤電車と大差はありません(但し外国人はほとんど乗っていません。ちなみに、ムンバイの通勤電車には女性専用車両もあります)。そしてなにより、料金が安い！片道わずか4ルピー(現在のレートでおおよそ7円弱)で10キロほど離れたオフィスまで行けてしまいます(ちなみにタクシーに乗っても片道約150ルピー(同250円程度)です。)。但し、電車が完全に停止する前からどんどん降り出す人たちがいて、自分も押し出される危険があるので混雑時にはドア付近には立たない方がいいでしょう。駐在員の方でも、渋滞時の裏技？として電車に乗る人もいます。

皆さんも、インドに行かれた際にはたまにはエアコン付の車から飛び出してインドの熱気を肌で感じてみてはいかがでしょうか。

(弁護士 関口健一)

セミナー・文献情報

- セミナー 『アジア6カ国の外資規制と進出時のリスク回避策～アジア複数国に駐在した弁護士による各国比較～』

開催日時	2012年4月13日(金) 9:30～12:30
講師	小山 洋平
主催	金融財務研究会 (http://www.kinyu.co.jp/)
- セミナー 『事例に基づく東南アジアのM&Aで失敗しないためのポイント～ベトナム・インドネシアを中心に～』

開催日時	2012年4月13日(金) 14:00～17:00
講師	梅津 英明
主催	金融財務研究会 (http://www.kinyu.co.jp/)

- ▶ セミナー 『三角合併を利用した本社機能の海外移転～シンガポール・香港・マレーシア・スイス等～』
 開催日時 2012年4月26日(木) 14:30～17:30
 講師 大石 篤史
 主催 経営調査研究会 (<http://www.kinyu.co.jp/>)

- ▶ 論文 「[会社法務]アジアの M&A におけるデューデリジェンス」
 掲載誌 企業会計 Vol.64 No.3 2012年3月号
 著者 江口 拓哉

- ▶ 論文 「ベトナムの投資実務と企業法[上]」
 掲載誌 国際商事法務 Vol.40 No.3 2012年3月刊
 著者 小山 洋平

- ▶ 書籍 『アジア新興国の上場会社買収法制』
 出版社 株式会社商事法務 2012年2月刊
 著者 武川 文士、小松 岳志、小島 義博、梅津 英明(以上編著者)、土屋 智弘、江口 拓哉、
 松村 祐土、田中 光江、秋本 誠司、小山 洋平、二見 英知、関口 健一、佐伯 優仁、
 米山 岳、今仲 翔、田中 亜樹、都留 綾子(以上共著者)

- ▶ 論文 「2011年インド公開買付規則[上][下]」
 掲載紙 国際商事法務 Vol.40 No.1・2 2012年1月・2月刊
 著者 小山 洋平、関口 健一

- ▶ 論文 「各国別 アジア JV 成功の方程式 第3回 インド編」
 掲載紙 ビジネス法務 Vol.12 No.1 2012年1月号
 著者 高谷 知佐子、小山 洋平

News

- ▶ **Chambers Global 2012 にて高い評価を得ました**
 当事務所は多くの分野で上位グループにランキングされ、19名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。

- ▶ **Chambers Asia 2012 にて高い評価を得ました**
 当事務所は多くの分野で上位グループにランキングされ、26名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。

- ▶ **2月1日、シンガポールオフィスが業務を開始しました**
 当事務所は、シンガポール政府当局より現地における外国法律事務所開設の許可を取得し、2012年2月1日(水)に業務を開始いたしました。シンガポールオフィスでは、シンガポール及びアジア各国の現地有力法律事務所と協働して、日系企業の東南・南アジアでのビジネスのサポートをしております。
 住所 16 Raffles Quay #16-04 Hong Leong Building Singapore 048581
 電話番号 TEL : +65-6593-9750(代表) / FAX : +65-6593-9751
 所属弁護士 武川 文士 弁護士 (共同代表パートナー) takeshi.mukawa@mhmjapan.com
 小松 岳志 弁護士 (共同代表パートナー) takeshi.komatsu@mhmjapan.com
 関口 健一 弁護士 kenichi.sekiguchi@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights 2012年第1号【創刊号】[2012.3.30発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)
 森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
 03-6212-8330

www.mhmjapan.com